

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合事務委任規則を公布する。

平成27年 7 月 1 日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合管理者 橋下 徹

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第 80 号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合事務委任規則

(目的)

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第 1 項の規定に基づき、管理者が管理者の権限に属する事務の一部を職員に委任する事項を定めることを目的とする。

(委任事務)

第 2 条 民法（明治29年法律第89号）第108条の双方代理の禁止規定に抵触する恐れのある行為に関する事務は、副管理者に委任する。

(委任事務の決裁)

第 3 条 前条に定める委任事務の専決については、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合事務専決規程（平成26年達第 1 号）の規定を準用する。この場合において、同規程第 1 条第 1 項の「管理者」とあるのは「副管理者」と読み替える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。